

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)	第1回川西市行財政改革審議会		
事務局(担当課)	総合政策部企画財政課		
開催日時	令和2年8月17日(月) 18時00分から20時00分		
開催場所	Web会議システム(傍聴場所:市役所4階 庁議室)		
出席者	委 員	上村 敏之 委員、樫野 孝人 委員、足立 泰美委員、福田 直樹委員、東 朋子 委員、田辺 彰子 委員	
	そ の 他		
	事 務 局	石田総合政策部長、船木総合政策部副部長、富本企画財政課(行財政改革担当)課長、奥村主任、多田主事	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1)使用料・手数料の見直しについて (2)その他 3. 閉会		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

審議経過

事務局	<p>お時間がまいりましたので、「第1回川西市行財政改革審議会」を開会させていただきます。</p> <p>皆様におかれましては、本日はご多忙にもかかわらず、お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会を務めます、川西市総合政策部企画財政課の冨田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の事務局の出席は、総合政策部副部長 船木、企画財政課（行財政改革担当）課長 富本、企画財政課主任 奥村となります。なお、総合政策部長 石田は、別の公務のため遅れての参加となります。</p> <p>なお、当審議会は「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条第3項の規定に基づきまして、公開で行われますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また本日は、新型コロナウイルス感染症の影響により、Web会議システムを活用しています。市として、初めての試みであり、至らない点もあるかと思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>開催に先立って、Web会議システムの方法による参加及び通信の確認を行います。</p> <p>確認については、会議開始前に事務局で、「映像及び音声により委員本人であること」、「会長及び委員相互間での映像及び音声の即時の相送受信が適正に行われていること」の2点について、確認がとれておりますことを、事務局から会長へご報告します。</p> <p><会長において、映像と音声により本人であることを確認するとともに委員間で映像と音声と同時に伝わることを確認した></p>
会長	<p>ただいまの報告について、承認します。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、本日のWeb会議について、事務局よりご説明させていただきます。「Web会議の進行方法について」をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・市がホストのため、事務局でWeb会議の管理を行います。・質問、ご意見がある方は、画面に向かって挙手していただき、会長に指名された方から順番に発言をお願いします。・ご発言時は、冒頭に「意見」か「質問」かをおっしゃってからご発言をお願いします。

- ・事務局から回答が必要な場合は、最後に「●●の点について、事務局より回答願います」とご発言をお願いします。
- ・ご発言される場合は、ゆっくり、はっきり、大きめの声でお願いします。
- ・会議進行中に不具合等が発生した場合は、Zoom のチャット機能、若しくは音声でお知らせください。チャット機能を使用する場合は、「事務局(ホスト)」あてにメッセージを送信してください。
- ・不具合等の対応で、事務局から Zoom 設定の変更等をお願いする場合は、ご協力をお願いします。
- ・一切通信がつながらなく、Web 会議の参加が確認できない場合は、事務局から携帯電話に連絡をさせていただきます。

説明は以上です。何かご質問はありますか。

それでは、議事を進めます。

本日の議題は、「使用料・手数料の見直し」についてとなります。活発なご議論をいただけたらと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

会長

みなさん、こんばんは。

早速、議事に移らせていただきます。

本日は、「使用料・手数料の見直し」について、議論を進めていきたいと考えております。それでは、事務局より「使用料・手数料の見直し」について、ご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、私の方から 30 分程度お時間を頂きまして、「資料 2」「資料 3」についてご説明します。

まず、資料 2 「使用料手数料見直しの方向性について」からご説明いたします。

資料 2 では「使用料手数料見直しの方向性」ということで大きく 2 点示させていただいています。

1 点目は「1、R2 年度に使用料手数料見直しにおいて実施する内容」、2 点目は「2、使用料・手数料等の改定スケジュール」となっています。スケジュールについては、資料 1 「令和 2 年度川西市行財政改革審議会スケジュール」と重なってきますので、資料 2 の説明の中でさせていただきます。

それでは、1 点目からご説明します。

「1、R2 年度に使用料手数料見直しにおいて実施する内容」では★印をつけていますが、「(仮称)川西市使用料、手数料及び負担金等の算定、見直しに関する基準」(案)の作成」ということで、今年度に、川西市として統一した基準を作成したいと考えています。

これは昨年度、皆様のご協力をいただき制定しました財政健全化条例の第8条において、資料に記載していますが、「使用料手数料等について別に定める基準に基づき、随時見直しを行わなければならない」と規定されていますが、現在、市としてはこの「基準」にあたるものが無いという状況ですので、これを策定していきたいと考えています。

また、昨年度の審議会においては、使用料の算定方法について、様々な角度からご議論いただきました。2月に行った審議会では、まずは各施設の現状をしっかりと把握しましょうということで、昨年度の議論を終えております。

その後、今年度に入って、事務局の方で昨年度の議論を踏まえて、各施設の現状把握を行いました。その結果、様々な問題点が見えてきました。

それらについて、資料の「①今年度実施した現状把握により見えてきた問題点・課題点の整理」の表にまとめています。

表の左から、項目、種別、問題点・課題点、考えられる原因そして矢印の先に見直しの方向性として整理しています。

上から順にご説明いたしますと、まず見直し時期で、使用料手数料ともに同様ですが、10年以上見直しの検討を行っていないという問題点があります。これの原因としては、やはり見直しを行うきっかけがないということが考えられます。

つぎに算出基準で、これも使用料手数料ともに同じですが、市場性、市内民間施設の整備状況などですが、反映できていないことや料金設定時点の資料がなかったり、積算方法が不明であったりするものがありました。また、コスト算出方法や受益者負担割合にバラツキがあることもわかってきました。

これらの原因としては、統一された基準がないために、その都度、類似施設などの算定方法を参考に料金設定を行っていたことであると考えています。

つぎに上から3つめですが、手数料に関することで、事務処理に多くのコストがかかっているものがありました。原因としましては、所管課へヒアリングするなかで、長期間業務フローの見直しが行われてないものがあるということがわかりました。

また、次の1件あたりの処理コストが大きく変わっているものがある、というところで、例えば、し尿処理や放置自転車返還手数料については、市内の環境変化に伴って、件数が大きく減少してきています。

その中で、コストは大きく変わっていませんので、当然、1件あたりのコストが大きくなってきています。

次に、減免についてですが、特定の団体に減免を行っている状況があり、これは見えない形での補助となっていると言えます。また、条例上は使用料を規定しているものの、実態としては減免を行って、実質無料で使用しているものもありました。これの原因としては、平成20年度に公民館の有料化に伴って、一定の配慮を行ったものであると考えています。

ここまでの項目につきまして、表の矢印の先にある「見直しの方向性」に記

載のとおり、「(仮称)川西市使用料、手数料及び負担金等の算定、見直しに関する基準」を策定して解決していきたいと考えています。

一方で、表の一番下の「稼働率」につきまして、昨年度に議論の中心としたものですが、やはり稼働率が低いという問題はありました。

そして、これらの原因としては、ニーズの問題や、利用しにくい事などが考えられます。

しかしながら、これらの問題解決のためには「施設の在り方」の議論が避けて通れませんので、使用料見直しの議論ではなく、矢印の先に書いていますように、次期総合計画や行財政改革大綱など、もう少し広い範囲の中で取扱うことにしたいと考えています。

ただし、使用料算定において稼働率の反映については、「稼働率 100%が前提で施設運営を考えることは現実的ではない」という観点から、一定の反映は必要であると考えています。

これについては、後ほどご説明します資料 3 中の「基準稼働率」として反映しようと考えています。

以上のような整理を行いまして、②に記載していますとおり、今年度の審議会ではこの基準についての議論に絞って進めさせていただきたいと考えています。

昨年度に事務局からご説明させていただいたものから、いったん仕切り直しというか、リセットしたような形になってしまいましたが、ご理解いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、2 のスケジュールですが、現時点では行財政改革審議会を 3 回程度開催させていただき、昨年度と同様に中間答申をいただきたいと考えています。

したがって、今年度の審議会については、この使用料手数料を議題といたしますので、予定通り進捗すれば 3 回で終了と考えています。議論の状況によっては 4 回目の調整が必要になるかもしれませんが、現時点ではこのように考えているところです。

使用料手数料の改定スケジュールのその後は、現時点での想定ではありますが、各所管の算定作業等を行って令和 3 年の 9 月議会に条例改正案を提出し、令和 4 年 4 月から新料金での運営をスタートしたいと考えています。

以上、資料 2 の説明とさせていただきます。

それでは引き続き、資料 3 の説明をさせていただきます。

資料 3 が今年度のご審議いただく内容となります「(仮称)川西市使用料、手数料及び負担金等の算定、見直しに関する基準」です。

この基準の構成としては、「1 はじめに」「2 基本的な考え方」「3 使用料の算定方法」「4 手数料の算定方法」「5 負担金等の算定方法」「6 減免の取扱い」「7 見直し期間等の設定」と、大きく 7 項目で構成しています。

それでは順番にポイントをご説明いたします。

まず、「1はじめに」では、この基準の作成に至った経緯を記載しています。さきほど資料2でご説明した統一した基準がなかったことや財政健全化条例の制定に伴って作成することなどを記載しています。

つぎに、「2基本的な考え方」として、(1)～(5)の5点を挙げています。

(1)は当該基準の位置づけとして、財政健全化条例第8条を根拠に作成するものであることを記載しています。

(2)は利用する市民と利用しない市民の均衡を図り、公平性を確保する必要があること、

(3)はこの基準を公表し、透明性を確保すること、

(4)はサービス提供を行う行政側においては、効率的な事務処理を行うとともに、施設運営面では設備更新など、コストをかけるところはしっかりかけて適切な維持管理を行う必要があることを記載しています。

(5)では社会情勢の変化に対応するために、定期的な見直しを行う必要があることを記載しています。

つぎに「3使用料の算定方法」です。

算定方法は2つに分けています。1つ目は【専用使用の場合】として、貸し部屋やグラウンドなどを専用して使用する場合の算出方法で、2つ目は【専用使用がある貸室の個人使用の場合】として、例えば、温水プールは、レーンを貸切る専用使用と各一人一人が使用する個人使用の両方が可能であります。そのような場合の算定方法を記載しています。個人使用の算定は、専用使用の改定率を現行料金に乗じて算出するものですので、専用使用の場合の算定方法を基本としています。

それでは、専用使用の場合の算出方法について説明します。ここは少しわかりにくい部分かと思しますので、できるだけ丁寧にご説明したいと思います。

1使用枠あたりの使用料ですが、まずは、原価×受益者負担割合としています。次に、使用する枠、これは50分を1枠とする部屋や、2時間を1枠とする部屋など、施設によって枠の設定はかわるものですが、言い換えれば「時間」に応じた割合となりますが、これに乗じ、つぎに使用する面積に応じた割合を乗じて使用料を算出しようとするものです。

ここで、今回新たに算定式に加えたものとして、資料2の説明の中でも触れました「基準稼働率」です。

この「基準稼働率」につきましては、使用する枠の割合を算出するところの分母で、年間利用可能枠数、これは※1に記載しているように、休館時間や休館日を除く、施設の年間利用可能枠数ですが、これに乗じるかたちで使用しています。

具体的に説明しますと、年間利用可能な枠が1,000枠分あったとしたときに、「基準稼働率」を80%に設定していますので、1,000枠に80%を乗じた1/800という割合になります。これまでは、稼働率を使用料に反映する算出ではなか

ったため、ここは 1000 枠分の 1、1/1000 の割合として算出していました。それが「基準稼働率」を使用することで 1/800 となり、1 使用枠の割合は上昇するため、結果として使用料が増額する方に向かうこととなります。

これは、施設運営上、全ての貸室の稼働率が 100%使用されている前提というのは現実的ではないことから、一定の稼働率を乗じて、受益と負担の均衡を図ろうとするものです。

この受益者負担の増については、受益者負担割合の設定において、一定の一般財源の負担を行っている状況や、実際の稼働率は 15%～60%程度であることから、そこの部分についても一般財源で負担を行っているなど、様々なところで利用していない市民の負担を頂いているという状況もあったうえで、受益者の方にも一定の負担をお願いしようとするものです。

つぎに、この「基準稼働率」の 80%という設定、なぜ 80%なのかというところですが、本市の施設の稼働率が高いもので 80%～90%程度となっておりますので、ここの水準を見て 80%としております。

算出方法の説明については以上とさせていただきます。

次に（２）原価についてですが、算出方法で使用する原価に含める費用と含めない費用を記載しています。

原価に含めるものについては、記載のとおり人件費や物件費で直近 3 年の決算額の平均額を原価として取り扱うものです。

原価に含めないものについては、土地の取得費用と災害等の臨時的な費用としています。

3 ページに移りまして、（３）受益者負担割合ですが、これも、従前どおり、施設の性質ごとに割合を設定しようとするもので、その性質については、①日常生活上の必要性和②民間による提供の可能性の 2 つの視点によって分類して資料の表のように設定しようと考えています。

4 ページに移りまして、イ目的外使用における負担割合につきましては、施設の性質に関わらず使用するものになりますので、受益者負担割合は 100%負担いただこうと考えています。

つぎに（４）は端数処理の規定をおいています。

つぎに、（５）ですが、料金収入と料金徴収コストを比較して合理性がある場合は使用料を無料とすることを検討するとしています。

これは、例えば使用料収入が 100 万円あるが、受付の人件費などの徴収コストが 200 万円かかっているような場合、200 万円の人件費をカットしたうえで使用料を無料にするということです。

基本的にはコストがかかっても、使用料を徴収することが原則となりますので、あくまで例外的な取り扱いとしてそのような事を検討できることとしています。

つぎに（６）利用者区分による料金設定ということで、これは現在も行っていますが、市外在住者料金や、土日、夜間、小学生料金などの設定が可能であ

ることを規定しています。

(7) 事業推進の視点による料金設定では、市の重点施策として総合計画などで施設を活用する場合に、算定方法による結果に関わらず、低廉な料金設定を可能とすることを記載しています。

また、使用料を算定した結果、近隣市などの同種施設との料金差が著しく高額になっていて、利用者側から見たときに適切な料金設定になっていない場合には、増額を抑えることとします。ただし、その場合はコストが過大にかかっていることとなりますので、行政側としては、しっかりとコストカットを行うことを条件としています。

つぎに(8) 当該基準の対象外とする使用料については、法令等によって定めがあるような場合はこの基準によらずに、個別の規定によって使用料を設定することとしています。

それではつぎに「4 手数料の算定方法」についてご説明します。

なお、手数料の主なものとしては、し尿処理手数料、これは工事現場などの仮設トイレにおけるし尿の処理なども含んでいます。また、放置自転車の返還にかかる手数料や、引越しなどに伴う臨時ごみ収集の手数料などが主な内容です。

まず(1) 算定方法ですが、記載の通り1件当たりの手数料は原価、1件当たりの人件費と物件費の合計額を手数料として負担していただくこととしています。

5 ページに移りまして、(2) 原価についてですが、表に記載の費用について、使用料と同様に直近3年の決算額の平均額を原価として取り扱おうとするものです。

つぎに(3) 受益者負担割合ですが、手数料については、受益者、利用者の個人の必要により生じるものですので、原則100%としています。

つぎに(4) では端数処理を規定しています。

次に(5) 算定の対象外となるものですが、使用料と同様に法令等で標準額が示されていたり、県条例や他市町と協調して料金設定しているものは対象外とし、さらに、り災証明の発行手数料など、積算による設定が適当でないものは対象外としています。

つぎに「5 負担金等の算定方法」についてです。負担金、分担金等については、個別の状況によって使用料手数料の算定方法に準じることとしています。

なお、現時点での川西市での負担金分担金については、例えば養護老人ホームの入所措置に伴う負担金であるとか農業災害復旧の分担金など、別の基準に基づいて負担金を算出するものとなっています。

つぎに「6 減免の取扱い」についてです。

減免については、あくまで特例的な措置として、運用を限定することを原則としています。

6 ページに移りまして、アイとして書いていますが、使用料については障害

者の社会参加促進のため、障害者の減免を行うこととし、その他については、施設の設置目的を考慮して検討することとしています。

なお、手数料については、手数料条例に規定がありますので、これまでどおり条例に基づいて減免を行うこととしています。

つぎに（２）減免の公表として、団体等への減免については、補助金と同様のものとなるため、補助金の見直しを行う際には合わせて、減免も見直すこととし、減免を実施したものは補助金と同様に公表することを規定しています。

次に「７見直し期間等の設定」です。

（１）見直しの時期についてですが、総合計画等による事業推進の視点による料金設定を反映させる必要があるため、その改定時期にあわせることとしています。

ただし、消費税率が改定された場合はその都度その税率を反映した改正を行います。

（２）見直し方法については、この基準に定める算定方法によって再計算することを定めています。

つぎに、（３）激変緩和措置について、見直しによって改定額が高額になる場合には、活動団体等の計画に大きな影響を及ぼすことが考えられるため、激変緩和として改定率 150%、1.5 倍を上限としています。

（４）負担の安定では、改定前と改定後の料金の増減が 10%以内であれば、現行料金を継続することとしています。

以上、長くなりましたが、資料の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

昨年度から議論をしてきました使用料手数料の見直しですが、一旦仕切り直しということになりました。

事務局でかなり丁寧に論点の整理をしていただきました。ありがとうございます。

各委員には事前に資料をお送りしておりまして、ざっと見ていただいていると思いますが、ご意見があれば、手を挙げてください。いかがでしょうか。

委員、お願いします。

委員

資料 3 の 1 ページの 2. 基本的な考え方がありますが、ここで、一つ追加したほうがいいのではないかなというところを説明させていただきたいと思います。

具体的には、4 ページの（７）事業推進の視点による料金設定というところで、事業推進の戦略等を勘案して料金を決めるということも片やあるという説

明がありました。ですから、基本的な考え方にも、それを入れておくほうがいいのではないかと感じました。

というのも、それがないとその後で出てきたときに、その話はどこから出てきたのかという話になってしまいますので。以前の会議でもいろいろ委員からも意見がありましたが、使用料を決める際にはただ単に稼働率とかだけで見るとではなく、事業として、これを進めていきたいという戦略を持っているのであれば、それを加味した使用料設定というのもありじゃないか、というような意見があったと思いますし、私自身もそのような意見をした記憶がありますので、基本的な考え方にそういった点も入れ込んだほうがいいのではないかと、という意見です。

会長

この意見について、事務局からお願いします。

事務局

おっしゃっていただいた通り、ご指摘の部分にも追記したいと思います。

会長

はい、ありがとうございます。それでは、続きをお願いします。

委員

今のこの戦略の関連で申し上げさせていただきます。3ページの(3)受益者負担割合、これの縦軸と横軸の二つの時限での考え方があると思いますが、この縦軸の考え方は、公共性の観点から非常に大事なことだと思いますが、この横軸の日常生活上の必要性というところで、少し上の①番の部分が、非常に説明しにくいのではないかな、と感じました。要するにこのままの基準でいくと、例えば、高齢者の日常のスポーツは認めているが、こっちのスポーツはどうだとか、または逆の話とか。そんなことで、收拾がつかなくなるのではないかなと思います。

この日常生活上の必要性で、どういったものが必需的なのか、或いは選択的なのか、真ん中のセルに入るのはどんなものなのか、なかなかそういうことは議論しにくいし、市民としても全員が納得するというわけではないのではないかと、感じました。

それに対して一つ私なりに考えてみたのですが、こういった形で日常生活上の必要性という形で明示するというのは一つの手だと思いますが、先ほど説明したような問題点が出てきそうですので、先ほどの戦略、或いは事業の戦略との関連性ですが、例えば、市の中で市民の健康を高めていきたいというような事業を推進していきたい場合、そのための施設の利用を促すような戦略を持っているのであれば、それを加味して使用につなげていける料金設定にできるのはどうか。

ですから、この横軸の日常生活上の必要性というところを、例えば事業の戦略上の重要性の観点から市として設定していくという形で決めていく、というのも一つの方法かと思います。

<p>会長</p>	<p>戦略上この事業は強化していきたいということであれば、それに関する施設はこの横軸でいくと、一番左なんだよとか、真ん中のほうです、右なんですよ、という形で、あくまでも戦略に基づいて決定しているんだという形にした方がまだ説明が付きやすいかなと感じましたので、一つの案ですが、ご参考にしていただき、ご批判等も含めてご議論いただければと思います。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>今ご指摘いただいたところですが、実は市としても、ここの必需的かそうでないかというところにはどうしても主観的な部分が入ってきてしまうので、そこは課題だなと感じているところですが、現状過去から使ってきているのがこの横軸の考え方であり、それを使って今回設定したいと思っているのですが、委員ご指摘の通り、ここについては説明しにくいかなと、課題があるというのは我々も感じておりますので、もし他に、こういう軸はどうだろうかと言ったようなご意見等ありましたら、またこちらでいただいたご意見を検討させていただきます。ご提案させていただけたらと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>委員、いかがですか。</p>
<p>委員</p>	<p>この資料を見させていただいた上で、横軸について私なりの提案、代替案を先ほど申し上げたところですが、例えばこれはこれから議論していかないといけないと思いますが、横軸について、そういった形で、市の方も認識されてるように、非常に説明しにくい、納得を得にくい要素を使うのに、それに対して先ほど申し上げました、それぞれの事業の戦略としての重要性の高低でセルを決めていくということを考えてみると、先ほどのこの基本的な考え方でも盛り込んだほうがいいのかという話でしたが、戦略の観点からの使用料設定もこれで入れ込むことができるのではないかと、とまだまだ荒いですがそのように考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。私の見解ですが、受益者負担割合の表、この考え方は一般的なカテゴリーの分け方になっていると思います。おそらく近隣の自治体もこういう形で分けていて、委員が言われるように、この日常生活上の必要性を各施設ごとに割合を決めていくことは大変なことだと思いますが、ただ近隣自治体が、施設の受益者負担割合をどういうパーセンテージで設定しているかというのは、実はデータを取ると大体わかることで、福祉施設は何%になっているとか、スポーツ施設は何%になっているかというのは、データを取れます。そういう意味では近隣自治体と合わせる形で、この必需的、選択的の割合を設定することは、ある程度できるのかなと思います。ただ、その割合が本当なのかということ、委員はおそらくそういうところを言われてると思いますが、</p>

	<p>ただ近隣のデータを集めれば設定できるのではないか、というのが私の見解ではあります。これはコメントです。</p> <p>他の委員の皆さまはいかがでしょう。委員、お願いします。</p> <p>委員</p> <p>丁寧なご説明、大変ありがとうございます。</p> <p>質問としまして、今回の趣旨というのは算出方法が一つのベースになるであろう、誰がどのような状況であったとしても、まず、同じような結論に達するべきであろう、そういったような趣旨として話のほう拝聴いたしました。</p> <p>その上で、ご質問させていただきたいのですが、ご説明の中で、「基準稼働率を新たに入れた」とおっしゃっていました。この「新た」というのはどういう意味なのか教えていただきたい。</p> <p>その理由としましては、資料3の2ページの(1)算出方法ですが、原価×受益者負担割合、この受益者負担割合というのは、0%から始まりまして、25、50、75、100つまり言い換えるならば、0%ときは100%市が負担します、25%の時は75%を税金で賄いますと、50%の時は残り半分を税金で賄うと、そのような趣旨になるかと思えます。</p> <p>なおかつ、年間利用可能枠数分の使用枠、この部分の理解が難しかったのですが、利用できるであろう枠数に対して、実際に使用した枠数、もしそれがそういう把握であるならば、稼働率と同じ意味合いになります。</p> <p>実際に利用可能であろう枠数に対して実際使用しましたというのは、稼働率のことを意味しています。</p> <p>そこにさらに稼働率をかけ合わせるのか。</p> <p>なおかつ貸室総面積分の使用面積、つまり利用できるであろう面積分の実際に使用した総面積、これも稼働率になります。</p> <p>つまり、これを実際使用したという前提ですが、これがもし稼働率であるなら三つの稼働率をかけ合わせている。</p> <p>しかも今回こちらにつきましては、例えば、基準稼働率80%と説明がありましたが、100%じゃない、80%が現実的であろうとおっしゃいましたが、先ほどの2点が入った上で80%ということは、かなり手厚い中での80%、すでにこちらの市町がこれだけ負担する、そこにさらに80%をかけ合わせていくのか。このあたりのそのベースになるものですね。それを考えますと、改めてご質問に戻ります。この基準稼働率はすでに他の市町でいれているから、それが当たり前だから、「新たに」今までなかったものでしたので入れたのか。この「新たに」という意味合いを教えてください。</p> <p>会長</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p> <p>事務局</p> <p>この部分の説明が非常にわかりにくいところで申しわけないのですが、まず</p>
--	--

この「新たにこの基準稼働率というのを入れた」というところですが、過去から、川西市としまして、使用料の算定をそれぞれの施設が個別に今まで基準のない中で類似してやってきてたわけですが、その中の考え方として、稼働率を使用料の算定に入れるということはこれまで考え方としてはありませんでしたので、今回新たにその稼働率の考え方を反映させようということで、新たにこの率を加えた、という意味で「新たに」ということになります。

稼働率が何重にもかかっているのではないかというご指摘もあったかと思いますが、そこにつきましては、わかりにくく申し訳なかったのですが、この1使用あたりの使用料を算定する時の使用枠数というのは、1枠使うということだったら1になる、施設を予約をするときに、自分は2時間使いたいから2枠使いますということだったら、この部分は2になるということで、稼働率ではなくて、使用しようとしている枠数を使っているということになります。

資料3の2ページ(1)算出方法の【専用使用の場合】に記載している計算式をご覧ください。

この1使用あたりの使用料を出そうということになっていますので、分子の使用枠数と書いていますが、ここは必ず1になります。言い換えれば、年間利用可能枠数分の1×基準稼働率80%という形の計算になりますので、稼働率が二重にかかっているということではないという計算式になります。

同じく、面積につきましても、ここでいう使用面積というのは、稼働した面積ではなく、使おうとしている部屋の面積ですので、例えば、大きな集会室を使う場合は面積としても大きくなる、でも和室みたいな小さな部屋を借りたいという場合には、この使用面積が小さくなるということで、その割合をかけようとしているというところで、ここも稼働率が二重にかかっているわけではないという計算式になります。

この部分は非常にわかりにくい部分ですので、書き方については検討させていただけたらと思います。よろしくお願いします。

委員

わかりました。その点がもし仮に、財政健全化条例で理念としている受益と負担の公平性を確保したいという中で、実際にどこまで受益と負担が均衡になるのか、1使用あたりの使用料として負担する金額が果たして受益に見合っているのかどうか、というのが今回論点になると思います。そういった中で、実際の使用枠であった場合かなりの値が小さくなる、要は過剰な受益が生じるかと思われましたので確認させていただきました。ありがとうございます。

会長

事前に資料をいただいて確認した際に、ここは少しわかりにくいのではないかと指摘をして、事務局からは本日説明しますという回答でしたが、今説明聞きました、まだ理解できていないところはあります。少しわかりにくいですよ。

	<p>使用枠数が必ず1ということですが、なぜ1なのかがわかりにくい。また、基準稼働率を掛けるという部分は、昨年度の時点ではこの考え方はありませんでした。今回新たに基準稼働率を掛けるという考え方がつけ加わったと思います。ただ、これらについて数値例で提示していただくなり、少し工夫をしていたかないとなかなか理解が難しいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>ご指摘の通り、非常にわかりにくい部分ですので、「〇〇公民館の集会室」を例に数値を使ってご説明します。この例では、計算の結果、使用料が400円になります。</p> <p>計算式の数値としては、原価となる年間の運営コストを1,000万円、受益者負担割合を50%とします。次に、「年間利用可能枠数×基準稼働率(80%)分の使用枠数」ですが、使用する枠数を1枠(50分)とします。そして、この〇〇公民館の年間利用可能枠数を4,667枠とし、この年間利用可能枠数4,667枠に、基準稼働率の80%をかけると3,347枠になります。使用枠数の割合は、「3,347枠分の1」になります。</p> <p>次に「貸室等総面積分の使用面積」ですが、使用する集会室の面積を111㎡とします。そして〇〇公民館で貸し室を実施している部屋の面積、すなわち貸室等総面積が全部で401㎡あるとすると、「401㎡分の111㎡」となります。要するに、401㎡を管理するコストのうちの集会室で使うのは111㎡になりますので、この部分のコストを負担していただくこととなります。</p> <p>これらを計算式に当てはめると、1,000万円×50%×3,347枠分の1×401㎡分の111㎡となり、計算結果は、1使用あたり400円になります。</p> <p>これが数字をおいたときの計算イメージになります。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。これならわかりやすいと思いますが、委員いかがでしょうか。</p>
委員	<p>はい、こちらのほうが大変わかりやすいと思います。</p> <p>多分この先、この基準をある程度周知する際には、こういった説明があると手助けになると思います。その際に、受益負担の50%、ということは×2分の1ですよね。これが全部利用しているならば、1×80%×1それ以降が続くと思うのですが、となりますと1,000万×2分の1、つまり500万、500万×80%ということは、こちらの場合であれば400万、400万ぐらいが市の持ち出しになると思ってよろしいでしょうか。もし100%フルで活用した場合です。</p>
会長	<p>基準稼働率が80%で計算しているのです、その部分をひよっとすると市の持ち出し分が多分影響している可能性がありますね。ですので、もうちょっと多いかもしれないなっていうのは僕の直感的な理解です。</p>

<p>委員</p>	<p>ここはこの式がどうかっていうところの議論だと思うのですが、委員これでいいでしょうか。</p> <p>結局のところ、これが基準になって提供していくのであるならば、実際 1,000 万という経費に対してもし 100%フルでやった場合に、何%市が持ち出しになるのか、要は 80%部分と、50%部分、これが市の税金です。つまり、川西市の住民の方々が、全員で負担するところになります。その金額が幾らになるのか、それをお伝えしたかったんですね。で、これを言いたいのは、受益と負担です。結局のところ利用者が本来負担すべきところを、住民であります我々が税金で負担する。それが必ず後ろにつきまといますので、この 50%80%がキーワードになるというのは、改めて感じましたのでお伝えいたします。これは意見です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>受益者負担割合で、その割合が示されていると解釈できるわけですが、ただこの数式を使うと基準稼働率のところでは実は変更があるので実質的な受益者負担割合が変わっている可能性はあります。</p> <p>ただそれをどこまで示していくかという部分は、事務局と相談しながら考えたいなと思います。</p> <p>他ありますか。委員お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>丁寧なご説明ありがとうございます。</p> <p>私は指定管理施設も持っているの伺いたいと思いますが、先ほどから議論になっている基準稼働率 80%になぜしたかというところでは、基準稼働率 80%とすると、以前 100%だった時に比べて使用料は増額になる、ということになっていますよね。で、使用料が増額になると受益者負担の中の公費負担も、増加するような気がします。</p> <p>先ほどの委員のご議論の中でもあった通り、受益者負担をしている中で減免がかかっているものがたくさんあって、施設の中で減免で払わなくてよくなっているような部分、普通だったら借りた人が払わなきゃいけないのですが、市が公用使用なので、本当は受益者負担をしなければいけないのですが、公費負担になっているという部分が出てくるのですが、それは基準稼働率が 80%として使用料増額させようとしたときに、使用料を増額しようとすることによって、受益者負担の中の公費負担も上がってしまわないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局いかがですか。</p>

事務局	それは公的利用によって、本来払わないといけない料金を川西市が川西市の施設を使うのだから、無料になっているところの部分が増えるのではないかというお話だと思いますが、いかがですか。
委員	その通りです。委員が先ほど質問していた、受益者負担の部分でどれぐらいかかるのか、使用していない利用していない方々が払う分はどれぐらいなのか、がさくっと言えなかったのは、この 80%の基準を 80%なんてしてしまうと、多分、市が受益者負担の中で公費負担しなきゃいけない部分も増えていっているの、見えない補助金の部分が、要は見えない公費で負担しなきゃいけない部分が増えるのではないかなというのが率直な質問ですが、いかがでしょうか。
会長	事務局お願いします。
事務局	委員がおっしゃっている通り、施設によっては行政利用が多くなっている施設もありますので、その分は行政利用の減免額が大きくなるという状況はあるかと思いますが、全体を通して見たときに、行政利用が多くなっているというのは一部の施設になりますので、そこは大きな影響を与えるものではないと考えています。
委員	ということは、ないということですね。わかりました。ありがとうございます。
会長	今のお話ですが、この資料を見ると、基準稼働率のところの※2には、「受益者負担の公平性を確保するため」と書いてありますが、この「受益者負担の公平性を確保するため」とはどういう意味なのかを説明していただけませんか。
事務局	ここの趣旨ですが、この稼働率をこの使用料の算定の中に入れないということは、100%施設が使用されるという前提に立つということになります。現実的にはどこの施設もそうですが、年間を通して 100%稼働してると言ったような施設は現実的にはない状況だと思います。そこを稼働率が減って、実際には 100%ないというところは誰が埋めているのかということになると、利用していない市民の税金でもってそこをカバーしているということになりますので、一定この 100%稼働率があるという前提に立つのではなく、80%稼働するという前提に立って、それを受益者に負担をお願いする。そういったところの公平性を確保したいということがこの文言の趣旨ということになります。
会長	これが目標稼働率になってくるということはあるですか。要は、この 80%稼働率がある施設もあれば、全然ない施設もあるわけですが、全然ない施設も、この 80%が適用されるわけですね。そうすると、その料金設定においてはそ

うなるけれども、あらゆる施設が 80%を目指すというような形になっていくのでしょうか。

事務局

我々もここの考え方を整理するに当たって、目標という言葉を使ったほうがいいのかどうか、というところは考えましたが、目標稼働率とすると、この施設の稼働率を目標値に向けて達成していかないといけないということになります。そうするとその結果、結局は施設のあり方といいますか、ニーズがどうなってるんだとか、稼働率を上げるためにどうしていくんだという議論が避けて通れない形になりますので、それをそのまま使用料の算定の中に加えるというのは難しいのではないかと考えまして、一定の負担の公平性のバランスをとるという趣旨でここを「基準」とさせていただいたところで、80%を目標にして稼働率を上げていくんだ、ということは考えておりません。

会長

はい、わかりました。この基準を考える際に、そういう議論があったということですね。今の議論をこの議事録に残すということは非常に重要なことだと思います。

他にありますか。委員、お願いします。

委員

意見と要望です。

先ほどから意見の出ている基準稼働率 80%とか、それから何割負担するかっていう 0、25、50、100 とかの表も含めて、設定の根拠がどこまでいっても無限ループで設定できないのではないかなと思いますので、これはこれで一つの例としてはいいと思うのですが、原価ベースでの使用料設定だけではなくて、いわゆる先ほどの例の部屋であれば、民間事業者が幾らで提供しているのかという民間ベースの価格との比較も含めて見た方が、要はマーケットプライスと比較したほうがいいと思います。結果的にそれと今の算出の式が似たような価格になるのであれば、それもありだし、いやいやそれに比べたら安すぎると。要は、公費負担が大きすぎるよ、ということになるのかもしれないし、いや高過ぎるのだったらもう民間に任せたらいいじゃないかということになるのかもしれないので、要は原価ベースの算出とマーケットプライスの両方を見られるようにしていただきたい、というのがお願いです。

もう1つは、稼働率を上げるとか目標みたいな話がありましたが、もともとそこに住んでる住民の人数とかによって稼働率が上がる上がらないというもともとの基礎的な条件も違うと思いますが、もう1つ考えておいて欲しいのは、稼働率を上げるための販売促進とか集客の費用は、各施設ごとで持つのか、若しくは、広報に係る費用は市全体でみて、各施設は運営オペレーションだけやるのかで、原価をどこまで見るのかが違ってくると思います。

当然、各施設が販促集客もやるのであれば、それも原価に含めて考えていかないといけないと思うし、いやそこはトータルで市がやるので、運営だけ原価

	<p>として見たらいい、という場合とでは違うと思うので、どちらの方式でやるかというのは事前に明らかにしていただきたいと思います。</p> <p>ここからは、個人の意見ですが、民間提供ベースの価格よりも全て2割安いんです、というような設定にしたほうがわかりやすい、使いやすい、と思います。</p> <p>その中で、原価がもっとかかっているところは必要であれば、公費で出せばいいし、いろんな理屈をこねるよりも市民にとってわかりやすい設定にしたほうがいいのではないかな、と私は思います。以上です。</p>
会長	はい、ありがとうございます。いかがですか事務局。
事務局	おっしゃっていただいたご意見も検討しつつ、一定その民間との価格比較については、比較した上で、それが高すぎた場合には増額を抑えます、ということで資料3の4ページ(7)事業推進の視点による料金設定の2行目のまた以降で、「近隣市や民間の料金と比べて高くなる場合は抑えます」と記載していますし、いずれにしても民間との比較はしようと考えていましたので、それに加えて、市民から見てわかりやすい料金設定の参考にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
会長	あと、委員が言われたように、販促はこの原価に入ってくるのかこないのかというところの議論はいかがですか。
事務局	施設の稼働率を上げるときに、様々な集客のための、例えば、チラシを配ったりとかイベントをやるとかして足を運んでもらうというところをきっかけにするというような場合は、今もそうですが、基本的には施設の運営コストの中の物件費へ全て入ってくる形になります。基本的にはそのようなコスト算定になると考えております。
会長	わかりました。ありがとうございます。今委員が言われたことで、民間の料金との比較はすごく大事だと思いますが、一方で民間が提供しているものと類似の施設が全て川西市内にあるわけではないので、全ての施設は多分比較ができないと思います。
	ただ、類似施設があるんだったらもちろん比較は非常に重要になりますが、コスト反映、つまり民間との比較において、例えば民間ではこの料金で、市の算定式を使うとこの使用料になるが、値段を少し下げようか上げようかというような変更が、この式でいく限りできないのではないかなと直感的に思っているのですがいかがですか。
事務局	おっしゃっていただいている通り、この式では、民間との比較で料金を下げ

	<p>るところはできません。要は著しく高くなった場合、民間とか他市の施設と比べて川西は非常に高く、これでは誰も利用しないのではないかといたときには下げられるところしかこの基準にはありません。ですので、委員がおっしゃっていただいたみたいに、民間から何%低くしますとかいうようなところは、基準案のこの式ではまだ反映できないです。</p>
<p>会長</p>	<p>難しいのは、その民間との比較を反映するように何か一つ変数を増やすとなると、委員が言われているもっとシンプルにしたほうが良いというところと、なかなかうまく整合性がとれず、悩ましいところですが、そういう場合があったときは、見直しもあるということ、資料には書かれているということですね。わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>お願いしたいのは、さっきの例でいうと、使用料は400円になっていましたが、同じ施設で、もちろん民間に類似のものがあるという前提で、400円のが民間だったら600円になっているのか700円になっているのかというのは、一度並列にして事例を見せて欲しいなと思います。そうすると、妥当かどうかというのがよくわかるなというふうに私自身も思います。</p> <p>もう一つは、少し感覚で申し訳ないですが、ホテルでも80%稼働のホテルであれば利益が出るようなケースですから、設定が稼働率も努力目標もなんか無理目の目標になっている、という気がしています。本来もう少し料金をとらないとアップアップなやりくりになるのではないのかなと、感覚的にそんなふうには感じます。</p> <p>一方でその中で、公費負担が増えていくと必要ではないものまで公費負担していくとなると本末転倒なので、もう少し必要コストは広く皆さんに負担してもらうという考え方で、かつ、それは必要な施設だけだというような絞り方にしたほうが良いのではないかなと私は思います。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。これは意見ということで伺っておきます。他にいかがでしょうか。委員お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>ご説明ありがとうございました。皆さんの議論をなるほどな、と思いつつお聞きしました。そこで質問ですが、この算出方法でいうと、原価というのは施設単位で集計するけど、面積割で負担していただくということになっているので、必ずしも単純に面積割で原価が一緒なわけではないですよ。ホールとリハーサル室とだったら借りてるリース機器とかも違うし、人員配置も違うし、施設単位で面積割でやるというのは、これは議論のないところなのではないでしょうか。これがまず1点目の質問です。</p>
<p>会長</p>	<p>ではまず、この質問について事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>委員のご指摘の通り、施設の面積だけでそのコストが割れないのではないかと、いうところは、一部、施設によってはあるかと思えます。</p> <p>例えば、みつなかホール、コンサートをしたりする部屋がありますが、そのホールについては当然音響設備であるとか照明設備であるとか、同じ平米でも非常に大きなコストがかかっているというところではあります、それほどまで細かく見ていけるかということもあれば、一方でそういうホールの併設している施設だから、借りて使用するという部分もありますので、そこはホールの音響設備とか全部いろいろかかっているのはその施設のコストとしてその施設を使われる方皆さんに、どの部屋を使おうが負担をしていただくというふうに考えて、ここは面積割を採用させていただいているというところがございます。以上です。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか、委員。</p>
委員	<p>こういうものだということですね。わかりました。</p> <p>次に2点目ですが、原価についてですが、これを市民の皆さんに見せてこういう計算結果になったからというためには、この原価の説明責任というのがすごく重要になってくると思えますが、常に過去3年の実績原価でやられるのでしょうか。</p> <p>質問の趣旨は、実績という実際にかかったものを負担していただくという考え方はわかるのですが、人数が少ないところだったら誰がそこに配属されたかでも実績費用というのはすごく変わってしまうでしょうし、たまたま設備投資のタイミング、リースの更新時期が来れば上がってしまうでしょうし、小さい施設だったら実績だとすごく変動すると思えます。また先ほど委員がおっしゃったように、販促や集客は誰が負担するのかというのは、施設が負担することになると、原価が上がってその次の見直しのときには、せっかく集客しようとしたけど、使用料が上がってしまうということになると思うので、原価の範囲というのももちろんですが、原価は常に過去3年の実績平均を使うのかどうか、というのを教えていただきたいです。</p>
会長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>基本的には3年間の決算平均を使おうと思っておりますが、当然、施設によって臨時的な経費などがあると思えます。例えば、斎場であれば、火葬炉について、10年の修繕計画があります。年によっては1,000万程度かかる年もある、100万200万円の年もある。そういう計画がある施設もありますので、そういった場合は、直近の決算額だけではなく、その計画の費用を、例えば10年の平均値をとってその金額を加算するなど、施設の状況によって対応しない</p>

といけないかなと思っておりますが、基本的には特に事情がない場合は3年決算でいかせていただきたいと思いますと考えています。それぞれ個別の施設で経費が上下するというのも当然ありますし、そこに配属される職員の数も様々な要因で増減するということがありますので、人件費についても、全職員の平均の人件費を取るといふふうにしたいと思っておりますし、もう少し細かい原価の計算方法については、施設ごとにこれから調整をして決めていかないといけないと考えています。以上です。

会長

委員、いかがですか。よろしいですか。

委員

そこですが、この書きぶりであるなら私だったら納得しないと思うので、どこに書くかは検討が必要かと思いますが、明確にルールを決めて、誰に聞かれても説明できるような方法にさせていただきたいというのと、過去の実績を使うけど使用料を払うのは先の人だと思いますので、あまり増減が顕著にあらわれないような方法、例えば見積もり引き当てをとっておくなど、そのような方法が必要ではないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

会長

そうですね。委員が言われたように、今のこの資料の書き方だとそういうところは全く書かれていないので、そこは考えていかないといけないですね。他、いかがでしょうか。委員、お願いします。

委員

今のお話ですが、今回3年というのが、いわゆる介護保険の保険料の設定であれ、国保であれ、いわゆる3年というのは行政の中では一つ使いやすい、要は平均、平準化するという意味では使用されやすいものであるという、それは感覚的にありましたので、私自身3年という数字に違和感はなかったです。

プラスアルファで、激変緩和措置ということで上限設定、資料3の6ページに料金改定率の幅、上限しか書いておりませんが、150%っていう枠でいれているので、いわゆるキャップつけたんだなっていう印象を受けています。

そういった意味でさらに10年というお話があったので、逆に言えば、いろんなルールをつくってしまう。これはそもそもこれが算定に関する基準であるならば、それをどこまで複雑にするのかというのは、少し留意したほうがいいのではないかと思います。これは感想です。

そして、質問が1点あります。

資料2でご説明がありました問題点・課題点、この問題点・課題点をクリアする形で、こちらのほうの資料3はあるというそういう意味合いで話し聞かせていただいております。

であるならば、手数料について、事務処理に多くのコストかかっていると、処理コストが多くかかっているとありますが、この手数料には見事に原価しかありません。今までの使用料と違いまして、加味するものが一切ありません。

	<p>そういった中で、果たしてこの問題点・課題点をクリアした上でこの原価を議論なさっているかどうか。もしクリアしているのであれば、どのようにその事務コストを削減しようとしているのか、そのあたりについてご説明をお願いします。これは先ほど、委員からもご質問がありましたように民間市場、マーケットに少しでも近づいていく、近づけるようにするものであるならば、これ結局原価次第で大きく変わると思います。原価が結局コストですので、それ次第で、民間市場と競えるような料金設定になるかならないかの要になると思いますゆえに、改めて質問です。</p> <p>手数料で問題点と挙がっているこの多くのコストをどういうふうに対応しようとしているのか教えてください。</p>
会長	事務局をお願いします。
事務局	<p>手数料に関しましては、基本的にはかかったコストを負担していただくということで考えております。</p> <p>例えば、証明書発行手数料で、仮にコストが1万円かかっているということであれば、基本的にはその1万円を負担していただく、という考え方になります。当然現状ですと、他市と比べたりしながらどのぐらいの手数料をいただいているのか、また設定をしているのかということも見ながらですが、おそらく今現状では川西市としては、コストがかかりすぎている部分があるのではないかなというところがありますので、まずはそのコストカットを実施した上でコスト計算をかけていく、現実的にはこういう動きをしないといけなかなと思っています。</p> <p>その上で、それでも一定のコストがかかってくるというものに関しては、基本的には証明書なりを取る方、利用される方に全てご負担をしていただくというのが原則であろうと考えています。</p>
会長	委員、いかがですか。
委員	<p>わかりました。この質問をしましたのは、今回使用料・手数料を同じレベルで議論しておりますが、汗を流すところが違うと思います。</p> <p>使用料につきましては、先ほどから言っている販売促進、それとあと原価を抑えること、しかしながら手数料につきましては、原価で全て勝負しておりますので、それを最低限押さえた上で市民から料金をいただくというその姿勢は、揺るがずにもっていただきたいと思いますので、ご質問いたしました。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。手数料は基本的に受益者負担 100%ということで考えていいと思います。ただ原価をもとにとというと、他市との比較において余りにも高過ぎるっていうことが出てくるとまずいので、行政改革の考え方</p>

で、コストをよく見ていくということだと思います。なので、今回最初の事務局からの説明でもありましたが、行革は別途やっていかないといけない話なので、そこと使用料・手数料の議論を切り分けて議論しているわけですが、ただ行革をやっていくんだということは前提にある、ということだと私は理解しています。

他いかがでしょうか。そろそろ質問が大分でできている状況かなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

なければ、次の議題に移ります。その他の議題です。事務局から連絡事項があればお願いします。

事務局

それでは、その他としまして、2点ご報告いたします。1点目は昨年度の事業再検証の結果報告で、2点目は新型コロナウイルス感染症対策に伴う財政状況についての報告です。よろしくお願いいたします。

まずは令和元年度に実施しました事業再検証の概要報告をさせていただきます。

資料は、お手元の資料4、資料5を使ってご報告いたします。

まず、資料4ですが、これは、令和元年度に検証を実施した95事業について、令和元年の11月に中間答申をいただきましてから、市議会との協議や、パブリックコメント、タウンミーティングを経て、事業の見直し内容や方向性を決定したものをまとめた資料となっています。

具体的には、11月に中間答申を頂いてから、同じく11月に市議会との対話を経て12月にパブリックコメントとタウンミーティングを実施しております。なお、パブリックコメントにおいては、16人から37項目の意見を頂いております。

その後、そこで頂いた市民の意見を反映し、令和2年の2月に市議会と協議を行いまして、同時並行で行っていただきました予算編成にも反映をして、市の方針を決定させていただいているところです。

時間も限られていますので、個別事業の報告は省略させていただきますので、内容についてはご確認いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

次に、資料5でございます。これは、令和2年度当初予算への反映の状況でございます。

資料真ん中あたりに記載のとおり、予算への影響額につきましては、令和元年度当初予算との比較で59,559千円の減額となっております。

主な内容は資料下の方の表に記載のとおりとなっております。

資料4、資料5のいずれも市ホームページで公表している資料となっております。

また、今年度の事業再検証を受けた見直しの実施状況ですが、市としては新型コロナウイルス感染拡大防止対策を優先的に取り組んでおりますので、状況

	<p>によっては、各種調整を行うことができないことから、見直し時期が後年度に送られるものが出てくるような状況となっています。</p> <p>また、これらにつきましては、新しい生活様式などの社会状況の変化にもあわせつつ、今後も見直しに向けて調整を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>令和元年度の事業再検証の報告については、以上となります。</p>
会長	これは報告事項でいいですか。
事務局	はい。
会長	では、続けてお願いします。
事務局	<p>それでは引き続きまして、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う財政状況のご報告をさせていただきます。資料はありませんのでよろしくお願いいたします。</p> <p>川西市では、新型コロナウイルス感染症対策関係の経費については、国の補正予算等の動向にあわせて、4月～7月にかけて、6回にわたり補正予算を編成し、一人10万円の特別定額給付金を始めとした感染症対策経費など約182億円の増額を行っております。</p> <p>また、その財源については、今のところは国からの交付金で充当できておりますので、この感染症対策経費によって市の財政状況が逼迫しているということはありません。</p> <p>しかしながら、来年度につきましては、今年度の所得の落ち込みが来年度の市税収入に影響することが予想されますので、その部分が懸念されるところです。</p> <p>したがって、そのあたりの状況をしっかりと確認しながら、財政見直しを行って、来年度予算編成にのぞむ必要があると考えているところです。</p> <p>以上、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う財政状況のご報告です。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今2つ報告事項がありましたが、何かコメントがありますでしょうか。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>1点だけ、これはコメントです。</p> <p>一番気になりましたのは、住民税が前年課税であることです。</p> <p>当然、新型コロナウイルス感染症以前の業績はよかったが、前年課税であるゆえに、翌年度、今まさにきつい方々というのが多くいるかと思えます。</p> <p>そのあたりはある程度踏まえていただきたいと思います。以上です。</p>

会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>地方税ですので、前年課税の税金がたくさんあるので、おそらく来年度の税収に相当大きく響いてくると思います。ありがとうございます。</p> <p>他にありますでしょうか。委員、お願いします。</p>
委員	<p>質問ですが、感染症対策の182億円は今のコロナをどう抑えていくかとか、病院のこととかいろいろあると思いますが、ウィズコロナ、アフターコロナのこれからの経済対策というのか、次への対策みたいなことを考えていく部署とかチームというのか、動きみたいなものは現状どんなふうに進んでいるのでしょうか。</p>
会長	事務局をお願いします。
事務局	<p>市で組ませていただいているこの補正予算182億円の中には、今後の福祉施設等への支援策も含めまして盛り込ませていただいています。それからあとは総合政策部を中心にして、民間企業との連携を図ってICT化やAI、RPAを活用した業務の効率化に取り組んでいます。それから「ICT総合戦略会議」を立ち上げて、特命という形で行政のオンライン化や働き方改革、リモートワーク等、といったところの取り組みを今検討している状態でございます。</p>
	委員、いかがですか。
委員	来年度の政策の中で、そこまではまとまってくるということですね。
事務局	<p>今現在、各所管課で来年度に向けた実施計画を作成し、これから秋にかけて、具体的な形にしていきます。そのあと予算編成の中で予算に反映して実施していく。そのような流れになると考えています。</p>
委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	<p>ウィズコロナ・アフターコロナの社会を見据えた施策なり、あと行政改革とは何かというのは結構大きなテーマだと思います。</p> <p>他いかがでしょうか。委員、お願いします。</p>
委員	<p>今のウィズコロナ・アフターコロナに関連するのですが、例えば先ほどの議論のところで、稼働率の話とか、たくさん出てきたと思うのですが、3密を避けるという意味で、なかなかワクチンができるかできないかというところで、できたあとも全員が接種しない限りは、やはりこういった状況というのはある</p>

	<p>程度は続くと思います。そういうときに、稼働率のことをどのようにとらえていくのかということはこれから深く議論していくということが大事かなと思いました。これは感想です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。その通りだと思います。 他、よろしいでしょうか。委員、お願いします。</p>
委員	<p>私も先ほどの使用料のことですが、全ての施設に関して、コロナ対策として示されている基準で2分の1の定員に今のところはなっていると思います。いろんな活動されている方々がいらっしゃると思いますが、今回のその使用料を上がるところも多かれ少なかれ出てくると思うのですが、人数分で割ってしまうとなかなか活動し切れない方々も増えてくると思います。 ですので、新型コロナがあるということを前提として、使用料も考えていただければなと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。 事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>他の公務で最初にご挨拶できませんでしたが、総合政策部長の石田が戻っておりますので、最後になりましたがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>よろしくお願いします。</p>
石田部長	<p>皆さんこんばんは。総合政策部長の石田でございます。4月から総合政策部長として着任しております。前任は市民環境部というところで、例えば、スポーツでありますとか、観光のイベントでありますとか、あと産業振興、それとごみの収集まで担当してございました。どちらかという、現場を担当しておりましたので、現場感覚も取り入れながら、この総合政策の取り組みをして参りたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。 本日すでにご案内の通り、新型コロナウイルス感染症の関係で、当初の審議会の日程通りには行ってございません。 委員の皆様方におきましても、なかなか難しい状況の中、このような Web 会議で開催をさせていただいたところ、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。 先ほど事務局からもお話させていただきましたように、この新型コロナウイルスの関係で、様々な取り組みが遅延をしている状況です。 例えば、事業再検証につきましては、今年度、その取り組みがストップしているものもございますし、来年度を見据えて準備を今年度からしていこうとい</p>

う部分もございます。ただ本格的な動きは、収束後の新年度の取り組みになるのかなと考えています。

それと、先ほど来年度以降のポストコロナ、ウィズコロナの対応を受けて、本市でも「ICT総合戦略会議」の立ち上げでありますとか、経済対策を専門に行っていくプロジェクトチームも実は庁内横断的に職員を入れながら、先ほどご案内させていただいた特別定額給付金、ここも実はそういったチームを組み、臨時的に行っているところがございます。

来年度の取り組みにつきましても、できるだけ一つの部署ではなく、全庁横断的に、フォローし合うような体制を組みながら、取り組んでいきたいと考えています。

この行財政改革の取り組みにつきましても、なかなか当初の通りにはいきませんが、懸案の課題につきましては、できるところから準備を進めながら取り組みをしていく必要があると考えています。

今後も委員の皆様方には何かとお忙しい中がございますが、いろんなご意見、お知恵を頂戴しながら、一緒に進めていけたらいいなというふうに考えています。どうぞよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。本日の議事は以上です。
事務局にマイクをお返しします。

事務局

皆様ありがとうございました。

次回以降の日程につきましては、第2回を9月28日(月)18時00分に、第3回を10月30日(金)18時00分に開催させていただき予定としております。

開催方法につきまして、Web会議での開催とさせていただきます。今後の新型コロナウイルス感染症の影響により、開催方法を変更する場合は、都度、ご連絡をさせていただきます。皆様ご多忙かと存じますが、何卒、よろしくお願いいたします。

また、会議の進行及びWeb会議について、ご意見等ございましたら、事務局までメールでご連絡ください。

それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。Web会議から退室していただきますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございます。